

「命の教育」の一環としての「いじめ防止教育プログラム」開発に関する一考察 - 文部科学省のいじめ防止対策事業を踏まえて -

住本 克彦¹⁾*

1) 新見公立短期大学
(2018年11月21日受理)

2013年、「いじめ防止対策推進法」が制定・施行された。これをもって、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を制定することが義務付けられた。その後5年が経過したが、今なお、いじめ問題は教育現場において大きな課題の一つである。本稿においては、文部科学省のいじめ防止対策の現況を概観し、「命の教育」の一環としての「いじめ防止教育プログラム」開発こそ、いじめ防止対策の中核に据えることが重要であることの方途を示したい。

(キーワード) 「命の教育」、いじめ防止教育プログラム、開発的カウンセリング技法

I はじめに

2011年10月に、大津市いじめ自殺事件が起り、教育再生実行会議が「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」を出した（2013.2.26）。2013年、「いじめ防止対策推進法」が制定・施行された（本稿における「いじめ」の定義については、『いじめ防止対策推進法』<2013>にあるように、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を指すものとする）。これをもって、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を制定することが義務付けられた。当該法は、施行後本年で5年が経過したことになるが、今なお、いじめ問題は教育現場において喫緊の課題である。

本稿においては、文部科学省のいじめ防止対策の現況を概観し、「命の教育」の一環としての「いじめ防止教育プログラム」開発こそ、いじめ防止対策の中核に据えることが重要であることの方途を提示したい。

II 文部科学省のいじめ防止対策の現状

1 いじめの第4次社会問題化への対策として

2011年10月に大津市において、いじめを受けた生徒が自らの「命」を絶つという痛ましいできごと（滋賀県大津市で、いじめを受けていた市立中学2年の男子生徒〔当時13歳〕が自殺した事件）が起り、2013年7月以降、いじめ自殺

報道が連日なされ、いじめ問題が社会的に大きく注目を浴びた。いじめの第4次社会問題化が起こったのである。これは、いじめ件数の増減とは関係なく、いじめ自殺事案に対する学校や教育委員会の対応の姿勢を問題視する世論によってもたらされたものとも考えられる。

この大津市いじめ自殺事件が大きな社会問題として取り上げられたことによって、教育再生実行会議による「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（2013）、文部科学省による「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」（2013）につながっていく。当該法によって、学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定や、いじめ防止対策組織を置くことが求められた。また、子どもの生命等が脅かされる「重大事態」（『いじめ防止等のための基本的な方針』〈文部科学大臣決定、2013.10.11〉にあるように、本稿で言う「重大事態」とは、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時又は学校を相当の期間欠席〔年間30日を目安〕することを余儀なくされている疑いがあると認める時で、「重大事態の範囲」とは、いじめを受ける児童等の状況に着目し判断する。自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合を指すものとする）における対処についても規定された。2015年7月には矢巾町いじめ自殺事件（岩手県矢巾町、中学2年男子生徒〔当時13歳〕が電車にひかれて死亡する事故があり、生徒が担任と交換するノートに、いじめを受け「死にたい」と自殺をほのめかす記述が見つかった事件）が起り、「いじめ防止対策推進法」の趣旨が教職員に理解され、いじめ防止対策組織が機能していたか等、「いじめ防止対策推進法」施行後の課題が注目された。

*連絡先：住本克彦 新見公立短期大学幼児教育学科 718-8585 新見市西方1263-2

その後文部科学省は「いじめ防止対策推進法」に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について（通知）」

（2015）によって、学校において「いじめ防止対策推進法」に基づいた組織体制ができているか、「学校いじめ防止基本方針」が法の基本方針に沿っているか、それに沿った取組がなされているか等、改めて確認することが求められた。

2016年には、原発避難児童生徒へのいじめ問題（東京電力福島第1原発事故で福島県から横浜市に自主避難した中学1年の男子生徒〔当時13歳〕が、転入先の市立小学校でいじめを受けて不登校になった問題）が表面化し、文部科学省は、「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について（通知）」（2016）、いじめ防止対策協議会による「いじめ防止対策推進法の 施行状況に関する議論のとりまとめ」（2016.11.2）、ここでは、いじめの認知に関する考え方が示された。

これを受け、「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」（2017.3.14）によって、学校はいじめに対する基本方針を保護者に説明することや、教職員がいじめの情報を抱え込むことは法に違反し得ること等が定められ、これからのいじめ対応の基本的あり方や基準が示されたのである。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められ、「重大事態」が発生した場合のガイドラインが示された（文部科学省、2017. 3.16）。ここでは、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合、「重大事態」が発生したものとして調査に当たらなければならないこと等が示された。

2 基本方針としての「未然防止」・「早期発見」

既述の「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」（2017.3.14）によって、（1）けんかやふざけ合いもいじめに当たるかどうか判断すること（2）いじめが解消したと判断できる2要件が示されたこと（3）教職員の責任が一層問われるようになったこと（4）学校はいじめに対する基本方針を必ず保護者に説明すること（5）インターネット上のいじめを十分理解させること、以上のような方針が示された。

すなわち、（1）「けんかやふざけ合いもいじめに当たるかどうか判断すること」では、これまでの「けんかは除く」から、「けんかやふざけ合い」もいじめにつながるかどうかを丁寧に把握していくことが求められるようになったのである。

（2）「いじめが解消したと判断できる2要件が示されたこと」では、「いじめが解消したと判断できる要件」として、①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（目安は3か月）継続していること ②いじめによる影響で被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること、これら2要件が示され

た。

（3）「教職員の責任が一層問われるようになったこと」では、いじめが解消されたと確認できた場合でも、被害者、加害者の関係を日常的に注意深く観察すること等が求められた。

（4）「学校はいじめに対する基本方針を必ず保護者に説明すること」では、各学校が、いじめ防止の取組を学校基本方針やホームページ等に公開し、児童生徒や保護者に、入学時や年度初めにその内容を必ず説明すること、また、いじめ防止の取組は、いじめ認知件数と併せ学校評価の項目として位置づけること等が示された。

（5）「インターネット上のいじめを十分理解させること」では、学校や設置者に、ネットいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取組を行うこと等が示された。

3 「重大事態」の調査に関するガイドラインの明示

既述の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、2017. 3.16）によって、（1）いじめへの説明責任を果たすことが示されたこと（2）いじめの申立てがあった場合は「重大事態」として扱うこと（3）調査実施前に児童生徒・保護者に説明すべき事項が示されたこと（4）加害児童生徒には謝罪の気持ちを醸成させること（5）教職員に重大な過失が指摘される場合は懲戒処分も検討されること、以上のようなガイドラインが示された。すなわち（1）「いじめへの説明責任を果たすことが示されたこと」では、学校の対応に不都合なことがあっても、全てを明らかにして真摯に見つめなおすこと等、児童生徒・保護者に対して調査結果を説明する責任が求められるようになったのである。

（2）「いじめの申立てがあった場合は重大事態として扱うこと」では、いじめの申立てがあった場合は、たとえ「重大事態」ではないと学校が考えても、「重大事態」が発生したものとして、報告調査に当たらなければならないことが求められるようになったのである。

（3）「調査実施前に児童生徒・保護者に説明すべき事項が示されたこと」では、調査実施前に児童生徒・保護者に説明すべき事項として、①調査目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供、以上のような事項が示されたのである。

（4）「加害児童生徒には謝罪の気持ちを醸成させること」では、加害児童生徒には、抱えている問題や心に寄り添いながら個別指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させることが求められるようになったのである。

（5）「教職員に重大な過失が指摘される場合は懲戒処分等も検討されること」では、学校や設置者に、いじめ事案

への対処において、法律や基本方針等に照らして、重大過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行ったうえで、客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討することが示されたのである。

III 「いじめ防止教育プログラム」の開発に向けて

1 「開発的教育相談」^{※1)} 推進の重要性

以上みてきたように、学校におけるいじめ問題は、児童生徒の人権を侵害する重大な課題であり、被害を受けた児童生徒が自殺に至ることもあり、非常に深刻な問題である。つまり、いじめは「命」にかかわる重大な問題行動であり、「命の教育」の一環としてもいじめを主因とした自殺の連鎖は何としても断ち切らねばならない。「命」はかけがえのないものであり、それは奪われると決して蘇ることはない。しかし、子ども達の身近にいじめや暴力、虐待、ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) 等の「命」を脅かす行為が存在している。これらに対して、未然防止法を考えたり、対策 (早期発見・早期対応) を講じたりする必要がある。また、最近特に注目されている地震や水害等の自然災害 (「平成30年7月豪雨」及び「7月中旬以降の記録的な高温」気象庁、2018『日本の異常気象』) に対しても、その被害を最小限に食い止める知恵を学ばせる必要がある。

「命」を脅かす行為に対しては、単にそれを避けるだけではなく、毅然と立ち向かい克服していこうとする態度を養い、そのことをとおして、子ども達がかけがえのない「命」を実感し、自他の「命」を守っていこうとする態度を育てていくことが大切である。

ここで重要なことは一つには、子どもを被害から守る実践活動が大切である。一方では、自他を傷つけない力を育むことが肝要である。前者では、「ヒヤリハットマップ作り」などの「安全教育」や「防犯教育」、そして「防災教育」の推進である。後者では、「いじめ防止教育」、「ストレス・マネジメント教育」、「暴力防止教育」、「自殺防止教育」等の実践が重要である。

また、「いじめ防止対策推進法」では、「早期発見」のための調査等について触れているが、いじめの兆候に気づく教職員の「感性」なり、その「専門性」なりが問われるところでもある。「いじめ防止対策推進法」の第16条 (早期発見のための措置) にある「相談体制の整備」は、この点からも最も重要な項目の一つである。

すなわち、教職員研修によるその専門性の向上の重要性はもとより、その中で、開発的教育相談の展開 (特に、教職員の開発的カウンセリング技法の習得等) によっていじめの未然防止等を進めることが大切である。

したがって、現況における教育現場にあっては、これらを踏まえた「いじめ防止教育プログラム」の開発が急務で

あると言える (図1参照)。

いじめ対処については、この「いじめ防止対策推進法」第8条で、「学校及び学校の教職員の責務」を明示し、さらに、同法第15条で、「学校におけるいじめの防止」を挙げ、「しない・されない・許さない」等の開発的機能を充実させることを強調している。この点は、「生徒指導提要」(2010)でも取り上げており、本稿では、いじめ問題への対処として、開発的機能として、開発的カウンセリング技法の活用を提案したい。また、学校や設置者にネットいじめが重大な人権侵害にあたること、そして、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取組を行うことが求められている。ネットいじめは、刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを、いじめの未然防止教育として、児童生徒その保護者に十分理解させ、学校の危機発生時の対処法や協力体制を事前にシミュレーションしておくことも大切なのである。そして、危機発生時の早期対応、被害者への中長期にわたる心のケア等のプログラム、つまりは、「予防的危機対応」、「危機発生時の対応」、「事後の危機対応」の3段階での危機対応が重要になる。各段階において、学校、家庭、地域社会、関係機関等との連携が大切なのは言うまでもない。

2 いじめ問題に立ち向かう学校づくりのポイント

以下に、いじめ問題に立ち向かう学校づくりのポイントを挙げる。

- (1) 教師と児童生徒の信頼関係づくり：リレーションの形成。
- (2) 予防教育の重要性：開発的カウンセリング技法の活用。
- (3) 教師が「いじめの特徴を理解し、いじめは絶対許されない行為である」の認識を持つこと (いじめ根絶の校風づくり)：「命の教育」を中核に据えた、人権教育を徹底した学級・学校づくり。
- (4) 児童生徒一人一人が居場所や出番を実感できること：居場所づくり、自己有用感の育成。
- (5) 相手の立場に立てる共感性の高い集団づくり：共感性や正義感の育成。
- (6) 児童生徒が発するサイン (または違和感) に気づける感性・専門性の高さ：早期発見のポイント。
- (7) 児童生徒を丸ごと受け入れる (受容・傾聴・共感) 力の高さ：教師が持つべきカウンセリング・マインド。
- (8) 被害者へも加害者へも年間に適切な対応ができる力を有すること：被害者を守り抜き、加害者への慎重で厳正な対応。
- (9) 専門家との連携により長期の「心のケア」ができる力を有すること：被害者の精神的安定の回復を最優先しながらの取組。

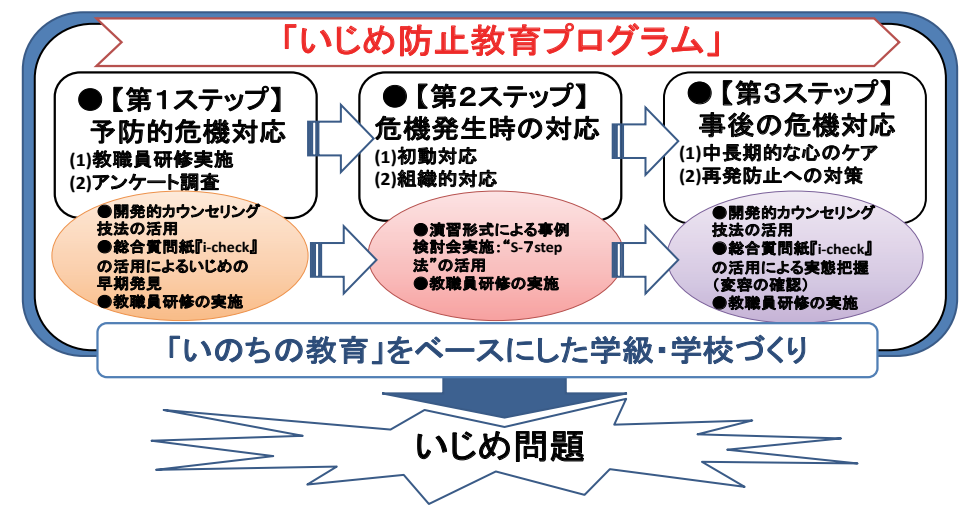


図1 いじめ問題に立ち向かう実践モデル開発構想 (住本、2018)

(10) いじめを許さない大人サイドのネットワークの構築：学校・家庭・地域・専門機関等の連携強化。

以上、学校が組織を挙げていじめ問題に対処する際のポイントを示した。

3 「いじめ防止教育プログラム」実践時の留意点

以下に、「いじめ防止教育プログラム」実践時の留意点を、「予防的危機対応」、「危機発生時の対応」、「事後の危機対応」の時系列に沿って挙げる。

【第1ステップ】：予防的危機対応

まず、「予防的危機対応」として、以下の準備が大切である。

(1) いじめ加害・被害アンケート調査、いじめとは何か、いじめが心身に及ぼす影響等について、学級活動や道徳の時間等に行う。

(2) いじめ問題に取り組むことの重要性を全教師が認識し、日常での子どもとのふれあいの中で、いじめの早期発見に努める（教職員研修実施：<教職員研修テーマ例>「いじめの特徴」の理解・被害は特定の子どものみに集中する・加害者は複数であることが多い・長期間に及ぶ場合が多い・人のいないところで起こりやすい・陰湿でしつこい・自殺に及ぶこともあり深刻である・加害者は被害者の立場に立てず、ゲーム感覚で行う場合が多い等）。

(3) 子ども達とは困ったことがあればどんなことでも教師に相談できる関係性を作っておくこと。

(4) いじめを見て見ぬふりをするのはいじめを助長していることと同じであることを認識させる。

(5) 全教職員、保護者等からの情報が得られ、それらが共有できる関係性やシステムを作っておく。

【第2ステップ】：危機発生時の対応

次に、「危機発生時の対応」として、以下の対処が肝要である。

(1) 初動対応

①いじめ被害の子どもの安全と保護を優先する。いじめの事実確認への取組を開始。

②子ども自身がいじめられたと感じたらいじめなのだ認識し、いじめられた側に立った上で、毅然とした態度で対処。

③当面は、いじめられた子どもに問題はないという指導観に立って、加害児童生徒への再発防止のための指導を重視。

④学級会やホームルームを開くことはかえって被害者を孤立させることがある。加害児童生徒からの報復に対する被害者の不安に対しても慎重に対処。

⑤恐喝・暴行等、少年犯罪になっている場合は、警察に被害状況を届ける。

(2) 組織的対応

①いじめ被害を受けている子どもを、組織を挙げて守り抜く。

②情報の収集、対応策の検討等は、教師、保護者、地域の協力による組織的対応が不可欠である。

③具体的指導は、担任一人に任せるのではなく、管理職の支援も必ず得た上で、複数であたる。

④同時にいじている側の子ども、保護者に対してもその指導や話し合いを並行して進める。

⑤いじめられた子どもの心の痛みを受け止めようとする教師や級友の共感的態度が不可欠である。

⑥本人の精神的混乱を鎮めるためにも、保護者と協力し、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の協力を得る。

【第3ステップ】：事後の危機対応

いじめが解消したとの判断は、次の2つの要件の確認が必要であるとされている（文部科学省）。

①被害者に対する心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヵ月を目安とする）継続していること。

②いじめによる影響で、被害者が心身の苦痛を感じていないと認めること。

この2つであるが、被害の重大性からは、さらなる長期の注視が必要と考えられる場合は、注意深く観察を継続していくことが求められている。

ここで言う、相談、とりわけ開発的教育相談が「いじめ防止対策推進法」という法律によって、その重要性が認められたということでもある。この「事後の危機対応」でのポイントとしては以下の3点である。

(1) 加害者、被害者の事後の様子を継続的に注意深く見守り、いじめの完全解消を慎重に見極める。

(2) 被害者の精神的安定の回復のため、専門家と連携した中長期的な心のケアを検討する。

(3) 子ども同士、教師と子ども達との人間関係づくりのワーク（開発的カウンセリング技法の活用）やそのための研修会を開き、いじめの再発防止への対策を講じる。

4 開発的カウンセリング技法の活用による「いじめ防止教育プログラム」の実践

最後に、文部科学省のいじめ防止対策の現況を踏まえ、「命の教育」の一環としての「いじめ防止教育プログラム」（住本、2014）を提案する。

(1) いじめ防止教育：第1段階（予防的危機対応時・事後の危機発生対応時に実施）＝総合質問紙『i-check』の活用による児童生徒の実態把握・複数回実施による実態変容の確認（散布図で「いじめ」や「疎外感」の現状が把握できる。この他、「Q-U」田上不二夫・河村茂雄、図書文化社など）

(2) いじめ防止教育：第2段階（予防的危機対応時・事後の危機発生対応時に実施）＝児童生徒の人間関係づくりを意識した教育実践。以下の開発的カウンセリング技法の活用により、児童生徒の人間関係づくりを促進し、いじめ防止教育を進める。

①『構成的グループエンカウンター』による人間関係づくり：エクササイズとシェアリングによって、触れ合いのある人間関係づくりを展開する。

②『ピアサポート』による人間関係づくり：子ども達が互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係をつくる教育活動を進める。

③『アサーション・トレーニング』による自己表現力の向上と人間関係づくり：自他を大切にされたコミュニケーションの交流による人間関係を構築する。

④『ソーシャルスキルトレーニング』による人間関係づくり：集団生活のルールやスキルを学ぶことにより社会性を向上させる。

各技法について教職員研修等で教職員自身が体験し、教育現場で実践することが、児童生徒の人間関係づくりを促進し、いじめ防止教育を進めることにつながるのである。

(3) いじめ防止教育：第3段階（予防的危機対応時・危機発生対応時・事後の危機発生対応時に実施）＝体験型の演習形式による事例検討会：『S-7 step法』〈「インシデント・プロセス法」〔事例演習の一つで、あるできごとに対し、背景や原因を分析し、対処法を考える技法〕、「ブレンストーミング法」〔集団でアイデアを出し合うことで相互の連鎖反応や発想の誘発等を期待する技法〕、「KJ法」〔データをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解し、整理していく技法〕等を活用したグループワーク。参加者の基本姿勢としては、参加者間のチームワークを重視することや、参加者の力量を互いに高め合うことをねらいとする。住本、2018）の活用、①、②の併用による研修。

IV おわりに

以上、本稿では、文部科学省のいじめ防止対策の現況を踏まえ、「命の教育」の一環としての「いじめ防止教育プログラム」の開発・推進こそ、いじめ防止対策の中核に据えることが重要であるとの方途を示した。「いじめ防止教育プログラム」では、「予防的危機対応」、「危機発生時の対応」、「事後の危機対応」の三段階を設定し、総合質問紙調査を実施して学級の実態を把握したり、開発的教育相談体制を、学校を挙げて取り組んだりするなどの実践を展開することで、文部科学省もその基本方針としているいじめの「未然防止」・「早期発見」等の一助となることを願いたい。

今後当該プログラムの実践的研究をさらに進めたい。

注1) 学校における教育相談には、開発的教育相談、予防的教育相談、問題解決的教育相談の三つの側面がある。どれも児童生徒を援助していく際には重要だが、問題行動が起こる前に援助していく開発的、予防的側面が今後ますます重要となってくると考えられる。すべての児童生徒を対象として、児童生徒が自分の能力を最大限に発揮し、各発達段階に応じた課題を達成しながら自己実現を図ることができるよう、援助していくことがその活動の中核となる。学級、学校全体の教育活動を通して児童生徒の成長を援助していくものである。

文献

- ・原田正文：「友だちをいじめる子どもの心がわかる本」講談社 2008.
- ・兵庫県心の教育総合センター：「学校における心の危機対応実践ハンドブック」 2002.
- ・兵庫県心の教育総合センター：「命の大切さを実感させる教育プログラム」 2007.
- ・梶田叡一：「自己を生きるという意識」金子書房 2008.
- ・梶田叡一：「人生や社会をよりよく生きる力の涵養を」金子書房 2018.
- ・梶田叡一・住本克彦：「総合質問紙調査『i-check』」東京書籍 2013.
- ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター：「いじめ追跡調査2010-2012」 2013.
- ・教育再生実行会議：「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」 2013.
- ・文部科学省：「いじめ防止対策推進法」 2013.
- ・文部科学省：「いじめ防止対策推進法の公布について」（通知） 2013.
- ・文部科学省：「『いじめ防止対策推進法』の成立を受けたいじめの問題への取組の徹底について」『月刊生徒指導』第43巻第11号学事出版 2013.
- ・文部科学省：「平成23年度児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」 2012.
- ・文部科学省：「生徒指導提要」教育図書 2010.
- ・文部科学省：「いじめ問題への取組の徹底について」（通知） 2006.
- ・文部科学省：「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針－子どもの『命』を守るために－」 2012.
- ・文部科学省：「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 2017.
- ・文部科学省：「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」（通知） 2015.
- ・文部科学省：「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定） 2013.
- ・森田洋司・清永賢二：「いじめ－教室の病い」金子書房 2004.
- ・諸富祥彦：「新しい生徒指導の手引き」図書文化社 2013.
- ・坂田仰：「増補版いじめ防止対策推進法全条文と解説」学事出版 2018.
- ・住本克彦編：「エンカウンターでいじめ対応が変わる－生徒指導・教育相談のさらなる充実のために－」図書文化社 2018.
- ・住本克彦：「『生徒指導』『教育相談』における“S-7 step法”活用の有効性の検討」新見公立大学紀要第38巻第1号 2018.
- ・住本克彦：「いじめ防止教育プログラム」の開発研究－

総合質問紙『i-check』を活用した「いじめ防止教育プログラム」環太平洋大学研究紀要第8号 2014.

- ・田上不二夫・河村茂雄：「Q-U」図書文化社
- ・高橋知己・小沼豊：「いじめから子どもを守る学校づくり」図書文化社 2008.